

助成金を活用しよう！

第6回

事務所だより

第41号
発行所
藤田社会保険
労務士事務所

京都市伏見区

労働者の新規雇入れに

関する給付金

今月は、労働者を新たに雇い入れたときに事業主へ支給される給付金について紹介します。

三種類の助成金

ハローワーク等(※)の紹介で、新規に六〇歳以上の方や障害者等の就職が特に困難な方、東日本大震災による被災離職者と被災地域に住する求職者の方(六十五歳未満)を雇い入れた事業主に対して、賃金相当額の一部として助成金が支給されます。

この助成金には「特定就職困難者雇用開発助成金」「高年齢者雇用開発特別奨励金」「被災者雇用開発助成金」の三種類あり、総称して「特定求職者雇用開発助成金」といいます。今回は、比較的身近な「特定就職困難者雇用開発助成金」を取り上げます。

高齢者の雇用促進に

六〇歳以上の方や障害者等の就職が特に困難な方をハローワーク等の紹介によって新規に雇い入れた場合、その事業主に對して賃金相当額の一部が助成されます。この助成金

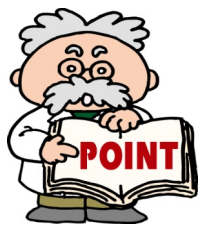
を「特定就職困難者雇用開発助成金」といいます。次の主な要件は、次のとおりです。

- ・雇い入れられた日現在において、満年齢六十五歳未満であること。
- ・ハローワーク等の紹介によること。
- ・継続して雇用する労働者として雇い入れたこと。
- ・助成金支給終了後も、引き続き相当期間雇用することが確実であると認められること。

なお、受給額については労働時間や企業の規模等で異なります。《別表》を参考にしてください。複数回に分けて申請し、その都度要件に該当しているか審査を経て支給されます。申請漏れの無いように留意して下さい。

※ ハローワーク等とは

公共職業安定所、運輸局、適正な運用を期すことのできる有料・無料職業紹介事業者、無料船員職業紹介事業者をいいます。



《別表》

対象労働者 (一般被保険者)	週所定 労働時間	支給総額 (単位:円)		支給対象期の支給額 (6ヶ月毎・単位:円)	
		対象期間		上段: 大企業	下段: 中小企業
高齢者 (60歳以上65歳未満)、 母子家庭の母等	30時間以上	50万	1年		25万
		90万	1年		45万
	20時間以上 30時間未満	30万	1年		15万
		60万	1年		30万
身体・知的障がい者	30時間以上	50万	1年		25万
		135万	1年6ヶ月		45万
	20時間以上 30時間未満	30万	1年		15万
		90万	1年6ヶ月		30万
重度障がい者等 (重度障がい者) (45歳以上の障がい者) (精神障がい者)	30時間以上	100万	1年6ヶ月		33万
		240万	2年		60万
	20時間以上 30時間未満	50万	1年		15万
		50万	1年6ヶ月		30万

最低賃金が改定されます

◆京都府は八円増に！

京都府下にある事業所が支払う賃金額の最低限度は、今年十月十四日から現行の時間額七五一円から七五九円に改定されます（特定の産業には別途、産業別最低賃金が定められています）。現行と比較すると八円増となります。

◆最低賃金を

適用する労働者は？

この最低賃金は、正社員はもちろん、パートやアルバイトを含むすべての労働者に対して適用します。最低賃金適用除外の労働者へは、労働基準監督署への『特例許可申請』が必要です。許可を受けずに最低賃金以下の賃金を支払うことはできません。

◆最低賃金の

対象となる賃金は？

この最低賃金の対象となる賃金は、毎月支払われる基本給はもちろん、各諸手当も対象となります。最低賃金の算

出には、総支給額から次の賃金を除外してください。

- ・精皆勤手当
- ・時間外・休日・深夜割増賃金
- ・通勤手当
- ・家族手当
- ・一箇月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与等）
- ・臨時に支払われる賃金（慶弔金等）

◆三年連続での

賃金引き上げで…

「売上げが回復しない、資金繰りも大変困難な状況の中での引き上げは、経営を圧迫するだけだ！」との企業側の怒りの声が聞こえてきそうです。

確かに現状での賃金引き上げが、企業の経営状況を急激に悪化させてしまうことも懸念されます。しかし、少し違う視点からみると、次のようにも考えられます。

◆『分厚い中間層の復活』

不況の時代だからこそ、個人の生活を安定させることが、

労働者派遣法が改正！その一

派遣される労働者の保護と雇用の安定を図ることを目的に、平成二十四年十月一日から派遣元事業主、派遣先事業主それぞれに新たな事項が課されました。今月から数回に分けて改正点をお伝えします。

法律名から改正に

労働者派遣法の正式名は「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」でした。

今回、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」と改正され、法律の目的が派遣労働者の保護のためであることを明記しました。

新たに課された事項

今回の改正で派遣元事業主に九項目が、派遣先事業主に四項目が、それぞれに追加されました。主な項目として『日雇派遣の原則禁止』『労働契約申込みみなし制度』等があります。改正によって、派遣元事業主・派遣先事業主がどのような措置を講じることになるのか、来月以後に順次掲載します。

十日

○雇用保険被保険者資格取得届の提出（前月以降に採用した労働者がいる場合）

〔公共職業安定所〕

○労働保険一括有期事業開始届の提出（前月以降に一括有期事業を開始している場合）

〔労働基準監督署〕

三十一日

○労働者死傷病報告の提出

一〇月の労務手続
『提出先・納付先』

編集後記

店頭では来年の手帳を数多く見かけるようになりました。ポケット版からA四版まで様々なサイズの手帳が並んでいます。季節ごとのイベント準備等、折にふれて年々先取り感が増すような気がするの、は、私だけでしょうか。

（きん）

藤田社会保険労務士事務所

〒601-1456
京都市伏見区小栗栖南後藤町6-31-408

TEL・FAX 075-571-8611

e-mail

k-fujita@k-fujita-sr.com

URL <http://k-fujita-sr.com>

- （休業四日未満、七月～九月分）
- 〔労働基準監督署〕
- 労働保険料の納付（延納第二期分）
- 〔郵便局または銀行〕
- 健保・厚年保険料の納付
- 〔郵便局または銀行〕
- 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出
- 〔年金事務所〕
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出
- 〔公共職業安定所〕